

令和6年度（2024年度）

奨学のための給付金

生徒への奨学のための給付金における 一部早期給付の申請について

各都道府県では、家庭の家計状況にかかわらず、進学のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費（教材費、学用品費等）を支援するため、熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」といいます。）を設けています。

今回の募集は特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることが出来るよう、新入生に対して、4～6月分に相当する額の一部早期給付を行うものです。なお、一部早期給付は希望者のみを対象とし、希望しない場合は7月頃に実施する通常の募集において、年額の申請も可能です。

1 給付金額（4～6月分） ※年額の1/4

世帯区分 学校区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	
		(第1子単価) 1人目の高校生等	(第2子単価) ・2人目以降の高校生等 ・15歳以上(中学生を除く)以上23歳未満 の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等
通信制・専攻科以外	13,150円	35,650円	38,000円
通信制		13,025円	
専攻科		13,025円	

※着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損したことで、再度制服の購入が必要である高校生等・・・1人当たり：81,000円（非課税世帯・家計急変世帯のみ）

※7月～翌3月分については、7月1日現在における世帯区分の年額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。また、7月～翌3月分は再度申請が必要です。

年額の申請の募集及び一部早期給付の残額の

申請については別途お知らせします。

2 給付金を受け取ることができる方

給付金を受け取ることができるのは、令和6年（2024年）4月1日時点で在学している高校生等の保護者のうち、次の要件のいずれにも該当する方です。

- (1) 対象となる高校生等が基準日時点で高等学校等に在学し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有すること。
- (2) 高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 高校生等の保護者等全員に住民税所得割が課税されていないこと又は高校生等の保護者等が生活保護（生業扶助）を受給していること。※家計急変は別途案内します。

※ 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による見学旅行費又は特別育成費（児童福祉法第38条による母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合は、給付金を受け取ることはできません。

※ 税の修正申告や税額の更正決定による県民税・市町村民税の変更があった場合には、支給額が変更になることがありますので、必ず学校に連絡してください。

学校の連絡先： 0968 - 72 - 4151

該当する方は申請用紙をお渡しいたしますので学校事務室までご連絡ください。

都道府県ごとに締切日が異なりますので、早めに学校事務室までご連絡ください。

熊本県は6月17日（月）を学校提出締切日といたします。

専修大学熊本玉名高等学校

事務室 0968-72-4151